

令和4年3月31日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町振興審議会  
会長 門 松 秀 樹

## 答 申 書

令和4年2月28日付け諮問第6号で諮問された下記審議事項について、庄内町振興審議会条例施行規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 審議会開催状況

令和4年	2月	28日	(月)	第1回振興審議会全体会
	3月	22日	(火)	振興審議会産業建設分科会
		23日	(水)	振興審議会総務分科会 振興審議会文教厚生分科会
		28日	(月)	第2回振興審議会全体会

#### 2 審議事項

- ・第2次庄内町総合計画後期基本計画の進捗状況について
- ・第2期庄内町まち・ひと・しごと創生事業の効果の検証について
- ・庄内町過疎地域持続的発展計画の進捗状況について

#### 3 委員名簿

梅木 均、高橋義夫、金子尚毅、加藤修一、海藤喜久男、渡曾 正、吉田勝紀  
吉田正子、門松秀樹、佐藤道子、加藤 容、阿良直美、渡部菜穂子  
佐藤あゆ子

#### 4 事務局

佐藤博文、阿部 聡、武田一人、岡本由美、伊藤典子

#### 5 審議の結果

審議検討した結果は、別紙のとおりです。

## 第 2 次庄内町総合計画

### 1 全体意見

- (1) 住民自治を実現するためには、地域住民自らが地域の現状と課題を把握し、将来像を描き、実践・実現していくことが重要である。「みんなが主役のまちづくり基本条例」を理念とし、町民及び企業の参画と協働を促進し、地域の活性化とともに地域経済の振興に努めるべきである。よって、多様な世代の幅広い分野からの意見を積極的に取り入れ、町政の発展に役立てること。
- (2) 本町では少子高齢化の加速が見込まれる中、学区再編の検討が進められているが、学区再編は子どもたちだけの問題ではなく、地域にとっても大きな課題であるため、進捗情報を随時開示し、民意を尊重しながら最善の検討を図ること。
- (3) 町財政の健全運営のため、第 3 次庄内町行財政改革推進計画に基づき、効率的かつ効果的な事業実施に努めるとともに、町長のリーダーシップのもと、町民ニーズに合わないと全庁的に判断した事務事業は速やかに廃止すること。さらに、少子化、超高齢社会は、あらゆる町民の暮らしに影響を与えており、これまで同様の手法では対応できない現状にあることを踏まえ、すべての分野における事業の見直しを図ること。
- (4) 町の事業においては、ハード事業が先行することがないようソフト事業の充実に注力すること。特に町民に広くわかりやすい行政に努め、ワークショップ等を開催して対話を深めることにより、町民の参画と協働が促進されるよう、職員の意識の醸成及び資質の向上に努めること。
- (5) 地方創生にあっては、戦略的かつ柔軟な施策や事業の展開が重要であることから、いわゆる縦割り行政の弊害を改善し、速やかに取り組めるよう、全庁一体となった実施体制の構築に努めること。
- (6) SDG s が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現は、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を総合的に解決していく国際開発目標であることを広く町民に周知すること。また、多様な個人の在り方や人権尊重の啓発、旧弊を伴う価値観である未だ根強い前例主義や家父長制といった男性型の地域性を見直し、誰もが住みやすく包容力のある安心安全なまちづくりを推進すること。
- (7) 人口減少は、実際は町が示している目標数値を下回ることが考えられる。人口減は税収減にもつながり、今までの当たり前とっていた住民サービスができなくなるなど、気づいたときには取組みが遅かったということに将来ならないように、人口減少を見据えた 30 年、50 年先の町の将来像にも視点を置き、危機感をもって施策を講じること。

## 2 総務分野

- (1) 国内外交流における「国際理解・交流活動の推進」では、文化交流だけでなく外国人の雇用、結婚、離婚及びそれに関わる在留資格などの法律関係にも対応できるよう、外国人への総合的なサポートに努められたい。また、外国人一人一人の人権を尊重し、人権の大切さを町民や町内企業に啓発しながら、交流の促進に取り組まれるよう努めること。
- (2) 男女共同参画について、女性登用率向上の気運はあるが実績につながらない現状があるため、「年限を切って必ず実現につなげる」という決意をもって、具体的な目標のもとで啓発活動に努められたい。また、結婚については1つの選択肢であることから、独身者が肩身の狭い思いをすることの無いよう、ワークライフバランスの多様性に配慮して取り組むこと。
- (3) 町で支援している制度等について、制度の周知はその都度図っているものの、町民の末端まで情報が届いていない状況であるため、公式 LINE アプリ等を活用しながら全町的な情報をきめ細やかに伝達できるように情報発信の強化に努めること。
- (4) 高齢者の免許証自主返納について、高齢者にとって交通手段は重要なライフラインとなるため、各種要望事項等の確認や免許返納後のメリット、デメリットも含め十分に検討し、はっぴーバスの運行表を広報通知するなど、広く制度の周知を図ること。
- (5) 住宅・定住促進事業について、今年度の実績において町内人口の社会減が大きく抑制されており、その要因の一つとして町のテレワーク支援等の効果が挙げられる。コロナ禍によりオンライン等を活用しながら地方でも働ける環境づくりが整ってきていることから、引き続き町のテレワーク支援を全面的にPRしていくとともに、更なる住宅整備と定住促進に取り組むこと。

## 3 産業建設分野

- (1) 除排雪について、町道等の臨機応変な除排雪体制の確立に努めるとともに、自力による除雪が困難な高齢者世帯等の支援策や、地域の協力による除排雪支援の充実を図り、除雪状況の見える化、LINEによる危険個所の通報等、地域住民の声をしっかり反映させることで住民満足度の向上に努めること。
- (2) 農業後継者の育成支援を含め農作業ヘルパー制度の充実等による人材確保を図ること。また、米や園芸作物の持続的な生産維持のために、コロナ禍の影響に左右されないよう価格下落への補償や技術的課題の解決を図るとともに、引き続き関係機関と十分に連携・協議し、周年農業の確立による農業所得の向上を図ること。
- (3) 売れる農産物づくりと産地確立に向け、安全安心な美味しい米づくり、高品質の花づくり等を推進するとともに、6次産業分野の商品開発にも努め、ホームページやSNS等を活用したPRにより町民に対しても見える化を図ること。

また、地域の歴史や特性を分析し、関係機関と連携しながら町の特色を活かした作物・資源・体験等のブランド化の推進を図ること。

- (4) 商工業・新産業分野の施策指標について、現在の総合計画では、事業者数、従業員数の指標設定の中に建設業や製造業が入っていない。特に建設業の人材不足は深刻であり、雇用対策も含め除雪事業や地域存続にも繋がる大切な分野であることから、次期計画には建設業や製造業の指標も設定し、地元経済の発展に努めること。
- (5) 若者定住について、賃貸物件では手狭と感じる若い世代がマイホームを求めており、令和に入り個人向け住宅の新築数が増加傾向にある。利便性や若い人が住みたい条件を充たす市街地は宅地造成を推進することで需要が想定されることから、町による分譲施策や土地取得支援等を推進し移住定住促進を図ること。
- (6) マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付など、デジタル化による町民の利便性が高まっている。企業等のデジタル化の向上や電子ポイントシステム導入等は商店会の活性化にも繋がることから、町長が掲げる企業誘致プロジェクトの一環として、デジタル情報産業の誘致を図るなど、デジタル化による地域活性化も考慮し検討すること。

#### 4 文教厚生分野

- (1) 「子育て・教育日本一のまちづくり」を推進するためには、子育てをする若い世代の住みやすい環境を整備することが重要であるため、小児科・産婦人科の誘致を関係機関と連携して推進し、医療体制をしっかりと確立すること。
- (2) 狩川地域の民営こども園化は、保護者としての選択肢が増え、子育て環境に変化を与えた。デメリットもあると思うが、メリットを活かすことができれば働き方改革につながることから、近隣市町等と情報交換しながら教育の質の向上に努めること。
- (3) 認知症予防のためには高齢者の集いの場は必要であり、行政主導のもと早急に立ち上げる必要がある。また、障がい者支援については、個々の取組みに関連性を持たせつつ、自立のための具体的な訓練メニューから社会参画させるといった一貫した取り組みが重要となるため、その体制整備を図ること。
- (4) 学校教育について、コロナ禍だからこそ出来る教育姿勢が必要であり、大人の価値感を押し付けないよう、子どもたちの夢や希望を育む視点で創意工夫した教育に努めること。また、精神的な根幹を築く意味でも、育った地域でしかできない体験から、子供たちが自分の未来に自信を持てるよう、地域ぐるみで子どもたちの心を育むよう努めること。
- (5) 伝統芸能の復活や伝承は、それぞれの集落単位での維持が難しくなっている。そのため、可能なものについては広く地区・学区で維持を図るなど、行政の主導のもと、映像記録を残すなど後世に伝承していけるような方策を検討された

い。また、地域の文化活動等は大人だけでなく、子供たちにとってもよい経験になることから、学区・地区まちづくりセンターと連携した体制づくりに努めること。

## 5 庄内町まち・ひと・しごと創生事業

- (1) 観光振興の施策においては、本町の地域資源である自然と文化を活かし、SNSや動画による魅力的なコンテンツ配信の充実を図るなど、更なる町の観光 PR やメディア活用による積極的な情報発信から関係人口の確保と集客を図ること。
- (2) 道の駅の来客数を増やすため、JAF と連携し優待施設として認知度を確保し、売店や食堂では、6 次産業による開発商品や町の特産品を網羅し利用者増加と観光 PR を図ること。
- (3) 高齢化が進むと移動手段が限られる。バスや JR 利用者が少なく、路線本数の減少や廃線の傾向にあることから、通学、買物時に利用しやすい路線など、ダイヤ検討を含め利用促進すること。
- (4) 出会いの場の設定について、広域規模の催しのほか、団体等を活用した参加しやすいカップリングの場の提供も設定すること。また、結婚を機にした町外転出への対応策として、住居新築またはリフォーム費用に対する補助に上乗せするなど、定住のための魅力ある施策も展開すること。
- (5) 企業誘致について、今後どのように進めていくのかビジョンが見えず、企業誘致による目的を明確にしながら町の企業も PR すること。

## 6 庄内町過疎地域持続的発展計画

- (1) ふるさと応援寄附金事業について、町の特産品の売上向上と自主財源の確保に寄与することから、魅力的な返礼品を探索・開発すること。
- (2) 清川・立谷沢エリアの冬の雪を活かしたイベントの開催や、響ホールで開催されるイベントや敷地内のライトアップや映画上映等、若者が求める「楽しさ」「遊び」「元気」を誘発させる取組みから活気あるまちづくり気運の醸成と活性化を図ること。
- (3) 移住者へのアフターフォローは、移住者交流会等も必要であるが、移住者を対象とするだけでなく、地域の人とのつながりをもてるような機会の設定も必要であり、受け入れる側の地域とのコミュニケーションの場を増やし、誰でも参加しやすい仕組みづくりを進めること。
- (4) コロナ禍の影響もあり、学区・地区公民館や文化施設等でもオンラインによるイベント等が実施されている。国の施策としてデジタル化推進が具体的に動き始めていることから、町の公共施設における Wi-Fi 環境の整備を図ること。